福祉のお知らせ
Welfare Infomation

後期高齢者の資格確認書を交付します

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和7年7月31日」となっている[紫色]の「後期高齢者医療被保険者証」(以下、被保険者証)または［黄色］の「後期高齢者医療資格確認書」(以下、資格確認書)を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に役場福祉課から、被保険者証の代わりに使用することができる新しい[薄緑色]の資格確認書を、マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、後期高齢者医療制度に加入されている方全員に送付します。

令和7年8月1日から令和8年7月31日までの負担割合（1割、2割または3割）は、令和6年中の収入や所得に基づき、判定します。8月1日以降は、被保険者証や古い資格確認書は使えませんので、受診の際はお間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療資格確認書
有効期限 令和８年７月３１日

※ご確認ください！

新しい資格確認書の有効期限は、
令和８年７月３１日になっています。

資格確認書には限度区分を記載できます。記載を希望される方は、役場福祉課または由岐支所にて申請してください。
※記載の希望を申請済の方、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫色の証）若しくは後期高齢者医療限度額適用認定証（灰色の証）をお持ちの方については、限度区分が記載されている資格確認書をお届けいたします。
※令和7年度の保険料の決定通知書は8月初旬にお送りします。

介護保険負担限度額認定（食費・居住費への補足給付）の更新手続きをお忘れなく!

負担限度額認定証の期限は、毎年7月31日です。
8月以降も切れ目なく利用する場合は、期限までに再度申請手続きをお願いします。
居宅介護支援事業所や施設等を通じてご案内をお送りしていますので、忘れずに申請手続きを行ってください。
※令和6年度の負担限度額認定証をお持ちで、事業所等から案内が届いていない場合は、役場で申請書類をお渡しします。
なお、令和7年度の住民税課税状況や資産状況により、8月以降の認定を受けられない場合があります。

●提出書類

令和7年度分の申請日は事前に提出する場合も「8月1日」としてください。
適用は申請日の属する月の初日までしか遡れませんのでご注意ください。

1）介護保険負担限度額認定申請書
2）同意書
3）被保険者と配偶者の預金通帳等の写し(全ての資産)
※最新の状態に記帳の上、申請日の2ヶ月以内の状態が分かるようにしてください。
4）申請される方の本人確認書類(写真有は1点、写真無は2点)
5）委任状(代理申請の場合は委任者の押印必要)

【お問い合わせ】役場福祉課☎0884-77-3614

年金のお知らせ
Pension Infomation

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。
申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

令和7年度の免除等の受付は令和7年7月1日から開始され、令和7年7月から令和8年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

●継続免除（全額免除または納付猶予）が却下となった方へ

所得によって保険料が減額されることがあります。
保険料を減額して納付する制度を利用するためには、あらたに免除の申請が必要です。
手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。
申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に備え付けてあります。

【お問い合わせ】役場住民生活課☎0884-77-3613

オーストラリア・ケアンズ市にて開催されたこども展覧会「Tomorrowland」に、美波町のこども達の作品が展示されました

5月1日から17日まで、姉妹都市であるオーストラリア・ケアンズ市にて、こども展覧会「Tomorrowland」が開催されました。

会場には、ケアンズ市の子どもたちの作品とともに、日和佐小学校・由岐小学校・伊座利小学校の児童による14点の作品が展示されました。

オープニングセレモニーでは、影治町長からの祝辞が、ケアンズ領事事務所の東本所長により代読されました。

作品は美術館の入り口付近に飾られ、多くの来場者の目に留まり、子どもたちの作品に込められた思いや、美波町の魅力がしっかりと伝えられる機会となりました。